

# 所得税の還付申告説明会を開催

所得税の還付申告説明会がウェルス幸手で開催されます。この説明会では、税理士による説明を聞きながら、自分で申告書を作成し、提出することができます。

問合せ 税務課 ☎ (43) 1111 内線 133、134 ・ 📠 (43) 1125



## 還付申告説明会の日程 ※予定された開始時間に説明会が始まりますのでご注意ください。

| 申告内容    | と き             | ところ                                            |
|---------|-----------------|------------------------------------------------|
| 公的年金受給者 | 1月24日(月)・25日(火) | ■ ウェルス幸手2階研修室<br>幸手市大字天神島1030-1<br>(アスカル幸手向かい) |
| 医療費控除   | 1月26日(水)        |                                                |

### 公的年金受給者 開催日：1月24日(月)・25日(火) ※折込みチラシあり。

▼対象 平成22年中の収入が公的年金だけで、源泉徴収された所得税がある人

▼用意する物 ①平成22年分源泉徴収票 ②印鑑、ボールペン、計算機 ③申告者本人名義の金融機関名および預貯金口座番号 ④生命保険・地震保険などの控除証明書(加入者のみ) ⑤社会保険料(国民健康保険や後期高齢者医療保険・介護保険料など)の証明書、医療費の領収書など

※1年間分の医療費の合計額を計算しておいてください。

※計算の結果、還付にならない場合もあります。

※本説明会については、午前、午後(2日間計4回)で対象地区の割振りをさせていただいております。詳しくは税務署発行の本紙折込みチラシをご覧ください。

### 医療費控除 開催日：1月26日(水)

▼対象 平成22年分の収入が給与所得のみ(年末調整済)で医療費控除額が出る人

(医療費控除の計算方法)

平成22年中に支払った医療費－保険などで補てんされた金額＝A

$A - (\text{「10万円」または「所得の5\%」のいずれか少ない方の額}) = \text{医療費控除額(最高200万円)}$

▼用意する物 ①平成22年分源泉徴収票 ②印鑑、ボールペン、計算機 ③申告者本人名義の金融機関名および預貯金口座番号 ④医療費の領収書 ⑤保険などで補てんされた金額のわかるもの

※1年間分の医療費の合計額を計算しておいてください。

※計算の結果、還付にならない場合もあります。



### 住宅借入金等特別控除に関するお知らせ

今年から、住宅借入金等特別控除の説明会は開催しませんので、春日部税務署での申告をお願いします。

問合せ 春日部税務署 ☎ 048-733-2111

### ▼農業所得「収支内訳書」は確定申告までに

農業所得の「収支内訳書」の用紙、減価償却計算例および参考資料は、市内各公民館、市役所税務課、ウェルス幸手、老人福祉センター、コミュニティセンターに用意していますので、確定申告が始まるまでに作成していただくようお願いします。

※農業用機械(車両、建物は除く)の減価償却については、平成21年分から耐用年数7年の償却率で計算することとされていますのでご注意ください。

# 税務署からのお知らせ

問合せ 春日部税務署 ☎ 048(733)2111

## 所得税の確定申告の 相談および申告の受付

とき 2月16日(水)～3月15日(火)

※土曜・日曜・祝日を除く。  
※春日部税務署では、2月20日(日)、2月27日(日)も確定申告の相談・受付を行います。

内容 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受、納付相談

## ネットで申告

### e-Tax

所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください。

### ▼e-Taxのメリット

○国税庁ホームページから電子申告

(3) 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Taxを利用して提出できます。

### ○最高50000円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高50000円の控除ができます。

※平成19年分から平成21年分の確定申告でこの控除を受けた人は受けられません。

### ○添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。

※確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります。

### ○還付金がスピーディー

還付申告は、早期処理をしています。

※3週間程度に短縮。

○24時間いつでも利用可能  
所得税の確定申告期間中

は、24時間e-Taxの利用が可能です。

### ▼ご利用いただく前に

#### ○事前準備

電子証明書の取得(手数料が必要です。)やICカードリーダーライタの購入が必要です。  
※e-Taxに関する情報は、e-Taxホームページ  
(<http://www.e-tax.nita.go.jp>)へ。

※e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax作成コーナーヘルプデスクへ ☎ 0570-015901

※月曜から金曜日(祝日を除く。)の午前9時から午後5時までご利用いただけます。

## 電子証明書の有効 期限は3年

電子証明書の有効期限は3年間です。有効期限が切れた場合には、電子証明書を取得した市役所などの窓口において、更新手続きが必要になります。

なお、更新手続後、更新した電子証明書はe-Taxへの再登録が必要になります。

## 所得税の還付申告は、お近くの

## 税理士事務所でも行えます

所得税の還付申告相談および確定申告書の作成・提出が、お近くの税理士事務所、無料で行えます。

期間 2月2日(水)～15日(火)

※土曜、日曜、祝日は除く。  
時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

対象 つぎの要件に該当する人(住宅借入金等特別控除を受ける人や、給与・年金以外の所得のある人などを除きます)

○年金を受けている人  
○給与所得者で医療費控除を受ける人

○年の途中で退職または就職した人で年末調整をまだ受けていない人

※内容によっては無料とならない場合もありますので、ご希望の方は必ず事前に、実施する各税理士事務所または税理士会春日部支部事務局に相談内容や相談時間などをお問い合わせください。

### 当日用意する物

(1) 平成22年分の公的年金等の源泉徴収票「給与所得の源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に限ります。

(2) 生命保険料などの控除証明書、社会保険料の領収書、証明書など

(3) 医療費控除を受ける人  
① 医療費の領収書(1年分の合計額を計算してきてください。)

② 保険金などで補てんされた金額がある場合には、その金額が確認できるもの

(4) 印鑑

※還付金を振り込む預金の口座番号など(申告者名義のもの)をメモしてきてください。

問合せ 税理士会春日部支部事務局 ☎ 344-0006

7 春日部市中央6-1-13 寿ビル3F ☎ 048(738)7470

※午前9時30分～正午、午後1時～4時。